

# 会員加入申込書

記入例

一宮商工会議所 会頭 豊島 半七 様

※会員番号			平成 ○ 年 ○ 月 ○ 日
フリガナ 事業所名	カブシキカイシャイチノミヤシヨウテン <b>株式会社一宮商店</b>		
フリガナ 代表者名	姓 イチノミヤ	名 タロウ	<b>一 宮 太 郎</b> (印)
フリガナ 事業所所在地	アイチケンイチノミヤシサカエ 〒491-0858 <b>愛知県一宮市栄4-6-8</b> TEL (0586)72-4611 FAX (0586)72-4411		
E-mail	<b>info@ichinomiya-cci.or.jp</b>		
Home Page	<b>http://www.ichinomiya-cci.or.jp</b>		
備 考	上記以外の地区内の支店等の有無及び取りまとめ店		
年 会 費	自動振替 振 込	○万円	※会費請求書等のご指定があれば下記にご記入ください <b>1口2,000円 5口以上</b>
資 本 金	○○○万円	従業員数	合計○名(男○名・女○名)
創 業 年	MT SH ○年○月	会社設立年	MT SH ○年○月
取扱銀行 (主要)	銀行 □□ 信用金庫 △△ 支店	※部会	
営業内容 詳しく具体的に にご記入下さい。	1. <b>紳士服、卸売り</b> 2. 3. 4.		

ご記入頂いた情報は、商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業の実施・運営や商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、会員名簿に掲載して公開・頒布することがあります。会員名簿への掲載 (掲載する 掲載しない) どちらかに○印を付してください。

紹 介 者	有 ・ 無	
確 認 欄		担当者

## 反社会勢力ではないことの宣誓について

一宮商工会議所定款 抜粋

(会員の資格)

第10条 本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場(以下「営業所等」という。)を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって、常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。

3 次の各号の1に該当する者は、会員となるできない。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 破産者で復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者

- (4) 反社会的勢力 ①暴力団(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律[平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。]第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)、②暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者(以下「暴力団員等」という。)が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。)

※上記をお読み頂き自筆にて署名、捺印をお願いします。

私(当社)は、下記記載の一宮商工会議所定款第10条第3項のいずれにも該当しないことを宣誓するとともに、この宣誓に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、一宮商工会議所会員資格が取り消されても一切異議を申しません。また、これにより損害が生じた場合も、一切私(当社)の責任といたします。

平成 ○○年 ○ 月 ○ 日

事業所名 **株式会社一宮商店**

代表者氏名 **一宮 太郎**

・個人事業主「認め印」  
・法人「代表者印」  
いずれかで押印をお願いします。

(印)